

第 3 回

那 賀 5 町 合 併 協 議 会

会 議 資 料

合 併 協 議 の 5 か 条

- 1 . 他町の行政内容を批判しないようにしましょう。
- 2 . お互いの立場を充分尊重しましょう。
- 3 . コミュニケーションを大切にしましょう。
- 4 . 先人に感謝し、5 町の歴史文化に敬意を払いましょう。
- 5 . 将来を見据え、勇気をもって合併問題に取り組みましょう。

日 時 : 平成16年5月28日(金) 午後1時30分から
場 所 : 桃山町保健福祉センター 2階 ピーチホール

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会 長 挨 拶

3 . 会議録署名委員の指名

4 . 議 事

(1) 報告事項

報告第 1 1 号	新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について
報告第 1 2 号	新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について
報告第 1 3 号	新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について

(2) 協議事項

協議第 8 号の 1	一般職員の身分の取扱いについて
協議第 9 号の 1	電算システムの取扱いについて
協議第 1 0 号	財産及び債務の取扱いについて
協議第 1 1 号	地方税の取扱いについて
協議第 1 2 号	特別職の身分の取扱いについて
協議第 1 3 号	条例・規則等の取扱いについて
協議第 1 4 号	使用料・手数料等の取扱いについて

5 . 次回協議会の開催について

6 . そ の 他

7 . 閉 会

報告第 1 1 号

新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について

新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 5 月 2 8 日 報告

新市の事務所の位置等検討小委員会
委員長 山下 忠 男

報告第 1 2 号

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 5 月 2 8 日 報告

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 榎 本 喜 之

報告第 1 3 号

新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について

新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 5 月 2 8 日 報告

新市建設計画策定検討小委員会
委員長 丸 井 幸 次

協議第 8 号の 1

一般職員の身分の取扱いについて

一般職員の身分の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日 提出

那 賀 5 町 合 併 協 議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	一般職員の身分の取扱い
項 目 区 分	合併特例法に定める協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	総務課
調整方針（案）	現に打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 具体的な調整内容 1 . 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 2 . 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 3 . 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。 4 . 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

平成 1 6 年 月 日 確認

協議第 9 号の 1

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日 提出

那 賀 5 町 合 併 協 議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	電算システムの取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	調整課
調 整 方 針 (案)	電算システムの取り扱いについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。

平成 1 6 年 月 日 確認

協議第 1 0 号

財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 8 日 提出

那 賀 5 町 合 併 協 議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	財産及び債務の取扱いについて
項 目 区 分	基本的な協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	総務課
調 整 方 針 (案)	5 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区保有財産は、財産区保有財産として新市に引き継ぐものとする。

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容						
協 定 項 目		財産及び債務の取扱い		関 係 項 目		総 務 課
調整方針（案）		5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区保有財産は、財産区保有財産として新市に引き継ぐものとする。				
那 賀 5 町 の 状 況（平成15年度末見込数値）						調整の具体的内容
町 名	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
町 別 内 容	1 公有財産 (1)土地 1,122,832.63㎡ (2)建物 53,457.00㎡	1 公有財産 (1)土地 899,679.42㎡ (2)建物 55,669.91㎡	1 公有財産 (1)土地 310,845.24㎡ (2)建物 51,354.69㎡	1 公有財産 (1)土地 414,122.29㎡ (2)建物 31,742.20㎡	1 公有財産 (1)土地 1,072,263.90㎡ (2)建物 54,691.92㎡	
	2 出資による権利 53,439千円	2 出資による権利 14,907千円	2 出資による権利 53,321千円	2 出資による権利 193,826千円	2 出資による権利 57,260千円	
	3 物 品 (1)自動車 70台 (2)美術工芸品	3 物 品 (1)自動車 60台 (2)美術工芸品 22	3 物 品 (1)自動車 42台 (2)美術工芸品	3 物 品 (1)自動車 60台 (2)美術工芸品	3 物 品 (1)自動車 69台 (2)美術工芸品	
	4 基 金 2,544,258千円	4 基 金 1,131,063千円	4 基 金 1,985,020千円	4 基 金 2,559,624千円	4 基 金 1,609,151千円	
	5 債 権 279,894千円	5 債 権 126,250千円	5 債 権 1,168,531千円	5 債 権 37,673千円	5 債 権 — 千円	
	6 地方債 6,911,033千円	6 地方債 8,143,064千円	6 地方債 5,070,755千円	6 地方債 5,497,826千円	6 地方債 8,726,937千円	
	7 債務負担行為(H16～H21) 1,099,500千円	7 債務負担行為(H16～H21) 11,030千円	7 債務負担行為(H16～H21) 85,560千円	7 債務負担行為(H16～H21) 134,579千円	7 債務負担行為(H16～H21) 42,500千円	
	8 財産区保有財産 (1)土地 2,157,012㎡ (2)基金 — 千円 (3)出資金 — 千円	8 財産区保有財産 (1)土地 18,181,841㎡ (2)基金 152,768千円 (3)出資金 — 千円	8 財産区保有財産 (1)土地 1,635,567㎡ (2)基金 4,465千円 (3)出資金 50千円	8 財産区保有財産 (1)土地 2,020,125㎡ (2)基金 48,584千円 (3)出資金 — 千円	8 財産区保有財産 (1)土地 353,899㎡ (2)基金 — 千円 (3)出資金 — 千円	

財 産 に 関 す る 調 書 （総括表）

1．公有財産
（1）土 地

（単位：㎡）

区 分			平 成 1 5 年 度 末 現 在 高					
			打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	計
行政財産	本 庁 舎		9,525.28	6,742.30	4,389.00	6,523.40	8,014.50	35,176.48
	その他の行政機関	警察(消防)施設	1,324.11	2,357.18	1,080.59	501.20	679.05	5,942.13
		その他の施設	—	6,809.32	15,935.95	—	54,432.35	77,177.62
	公共用財産	学校	68,033.36	98,049.69	27,294.00	67,476.76	74,022.83	334,876.64
		保育所	10,739.14	9,912.73	4,048.63	5,029.91	9,216.89	38,947.30
		公営住宅	6,007.71	9,929.78	40,503.31	2,507.00	—	58,947.80
		その他の施設	240,575.51	48,079.23	29,475.65	89,244.66	173,190.20	580,565.25
	小 計		336,205.11	181,862.23	122,727.13	171,282.93	319,555.82	1,131,633.22
普通財産	宅 地		6,545.08	10,755.80	2,264.52	2,034.24	22,822.72	44,422.36
	そ の 他		780,082.44	707,061.39	185,853.59	240,805.12	729,885.36	2,643,687.90
	小 計		786,627.52	717,817.19	188,118.11	242,839.36	752,708.08	2,688,110.26
合 計			1,122,832.63	899,679.42	310,845.24	414,122.29	1,072,263.90	3,819,743.48

（2）建 物

（単位：㎡）

区 分			平 成 1 5 年 度 末 現 在 高																	
			木 造（延面積）					非 木 造（延面積）							延 面 積 計					
			打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	計	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	計	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	計
行政財産	本 庁 舎							3,452.00	3,590.05	2,773.49	2,663.29	4,304.08	16,818.91	3,452.00	3,590.05	2,773.49	2,663.29	4,304.08	16,818.91	
	その他の行政機関	警 察（消防）施設			86.76		86.76	44.00	231.90	87.00	309.00	35.00	706.90	44.00	231.90	173.76	309.00	35.00	793.66	
		その他の施設		274.21			274.21		1,132.37	2,928.75		2,158.32	6,219.44		1,406.58	2,928.75		2,158.32	6,493.65	
	公共用財産	学校	321.00		414.00	84.00	819.00	21,318.00	26,729.58	13,995.00	16,247.00	27,281.74	105,571.32	21,639.00	26,729.58	14,409.00	16,331.00	27,281.74	106,390.32	
		保育所	71.00			199.86	270.86	4,244.00	2,996.42	2,076.02	1,537.29	4,210.90	15,064.63	4,135.00	2,996.42	2,076.02	1,737.15	4,210.90	15,335.49	
		公営住宅		1,593.53	3,149.76		4,743.29	2,144.00	629.80	13,142.02	677.60		16,593.42	2,144.00	2,223.33	16,291.78	677.60		21,336.71	
		その他の施設	55.00	1,024.72	533.17	224.91	283.10	2,120.90	21,808.00	17,043.66	12,168.72	9,799.25	16,382.78	77,202.41	21,863.00	18,068.38	12,701.89	10,024.16	16,665.88	79,323.31
小 計		447.00	2,892.46	4,183.69	508.77	283.10	8,315.02	53,010.00	52,353.78	47,171.00	31,233.43	54,408.82	238,177.03	53,457.00	55,246.24	51,354.69	31,742.20	54,691.92	246,492.05	
普通財産	宅 地			226.05			226.05		197.62				197.62		423.67				423.67	
	そ の 他																			
	小 計			226.05			226.05		197.62				197.62		423.67				423.67	
合 計			447.00	3,118.51	4,183.69	508.77	283.10	8,541.07	53,010.00	52,551.40	47,171.00	31,233.43	54,408.82	238,374.65	53,457.00	55,669.91	51,354.69	31,742.20	54,691.92	246,915.72

行政財産＝公有財産の内、地方公共団体において現に公用若しくは公共用に供し、又は供するものと決定した財産（地方自治法第238条第3項）
普通財産＝行政財産以外の一の公有財産（同法同項）。直接特定の行政目的のために供されるものではなく、地方公共団体が一般私人と同等の立場でこれを所有し、その経済的価値を発揮させるために管理する財産。

2．出資による権利 (単位：千円)

区 分	平成15年度末現在高					
	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	計
和歌山農業信用基金協会	1,030	1,340	820	760	770	4,720
テレビ和歌山	1,101	1,643	1,006	888	923	5,561
土地開発公社	5,000	10,000		10,000	10,000	35,000
和歌山県肉用子牛価格安定基金協会		234				378
和歌山県緑化推進会	200	200		200	200	800
和歌山県暴力追放県民センター	1,310	1,490	890	820	1,640	6,150
和歌山県林業公社	60		40	60		160
和歌山環境保全公社	240		210	200	280	930
和歌山県文化財保護基金	66					66
和歌山経済研究所	568			444	565	1,577
大阪湾広域臨海環境整備センター	100		100	100	100	400
和歌山地域地場産業振興センター	70		70	70	70	280
財団法人畜産協会わかやま	144		185			185
打田町森林組合	50					50
水道企業会計	43,500			180,000	42,500	266,000
(財)青洲の里			50,000			50,000
和歌山県民総合検診センター				134	212	346
和歌山ふるさと産品振興会出損金				150		150
合 計	53,439	14,907	53,321	193,826	57,260	372,753

出資とは、一般に特定の法人又は組合に対して、その資本金、基金等の一部として、金銭その他の財産、信用又は労務を提供することをいうが、公有財産に含まれる出資による権利とは、社団法人（民法34）、株式会社（商法165）及び有限会社（有限会社法1）等に対する出資又は財団方針（民法34）に対する出捐に伴う地方公共団体の権利をいう。

3．物 品

区 分		平成15年度末現在					
		打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	計
(1)自動車	乗 用 車	15	1		11	42	69
	特 殊 車	27	39	26	18	26	112
	特殊車（塵芥車）	5	7	7			19
	貨 物 車	21	10	8	10		49
	乗 合 バ ス	2	2	1	3		8
	そ の 他		1		18	1	20
	小 計	70	60	42	60	69	301
(2)美術工芸品	絵 画		20				20
	彫 刻		2				2
	小 計		22				22
合 計		70	82	42	60	69	323

4. 基金（平成15年度末見込み額）

（単位：千円）

基金名	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	計
財政調整基金	1,475,987	614,775	1,148,891	1,240,587	607,276	5,087,516
減債基金	48,743	23,912	226,336	38,347	20,757	358,095
物品調達基金		1,000				1,000
ふるさと創生基金	302,846	2,018	7,563	379,243	100,033	791,703
都市計画事業基金	200,552	10,833	10,151			221,536
地域福祉基金	203,012	127,000	179,936	164,615	7,519	682,082
公共施設整備事業基金	102,742	8,495	25,329	484,739	7,472	628,777
地域振興基金			24,486			24,486
地域づくり推進事業基金			17,788			17,788
中山間ふるさと水と土保全対策基金	10,470	10,000	10,555	10,750	10,628	52,403
医聖華岡青洲			20,461			20,461
同和対策住宅整備資金貸付事業債管理基金			95,623			95,623
育英事業基金		12,616				12,616
清掃施設整備基金					104,357	104,357
道路橋梁整備基金					2,118	2,118
義務教育施設整備基金					210,919	210,919
住宅基金				842		842
地域改善住宅管理基金				752		752
人材育成基金				52,839		52,839
銚子ノ口飲料水基金				642		642
スポーツレクリエーション施設管理基金				4,402		4,402
麻生津簡易水道積立金			17,027			17,027
西脇横谷簡易水道積立金			26,175			26,175
名手上簡易水道積立金			6,509			6,509
土地開発基金	149,906	223,506	100,173	81,238	173,005	727,828
国保運営基金	50,000	90,084		74,903	181,239	396,226
特定環境保全公共下水道事業基金					168,153	168,153
民生資金貸付基金					1,437	1,437
高額療養費貸付基金					3,338	3,338
公共下水道事業基金				400		400
介護給付費準備金積立金		6,824	1,398		10,900	19,122
財源対策債償還基金			65,477			65,477
臨時財政特例債償還基金			1,142			1,142
善田大原水道事業基金				16,227		16,227
黒川水道事業基金				777		777
野田原脇谷水道事業基金				8,321		8,321
合 計	2,544,258	1,131,063	1,985,020	2,559,624	1,609,151	9,829,116

5. 債 権（平成15年度末見込み額） （単位：千円）

区 分	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	計
粉河町土地開発公社貸付金		1 2 0 , 0 0 0				1 2 0 , 0 0 0
地域総合整備事業貸付金		6 , 2 5 0				6 , 2 5 0
同和対策住宅新築資金等貸付金	2 7 9 , 8 9 4		1 , 1 6 8 , 5 3 1	3 7 , 6 7 3		1 , 4 8 6 , 0 9 8
合 計	2 7 9 , 8 9 4	1 2 6 , 2 5 0	1 , 1 6 8 , 5 3 1	3 7 , 6 7 3	0	1 , 6 1 2 , 3 4 8

6. 地方債調査表（平成15年度末見込み額） （単位：千円）

区 分		打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	合 計
一 般 会 計	一般公共事業債	2 3 4 , 2 2 6	3 4 9 , 4 8 7	2 9 2 , 8 7 7	2 7 8 , 7 8 8	4 4 2 , 3 9 3	1 , 5 9 7 , 7 7 1
	一般単独事業債	2 , 7 2 3 , 6 7 6	1 , 9 2 3 , 7 5 9	6 3 6 , 4 3 3	1 , 7 7 2 , 8 8 5	4 , 0 3 0 , 7 0 4	1 1 , 0 8 7 , 4 5 7
	公営住宅建設事業債			1 7 7 , 8 3 0			1 7 7 , 8 3 0
	義務教育施設整備事業債	4 5 2 , 2 7 6	9 2 2 , 3 7 9	2 3 8 , 3 2 0	1 2 3 , 6 4 1	1 , 0 0 0 , 2 5 5	2 , 7 3 6 , 8 7 1
	辺地対策事業債		2 2 , 0 0 0		1 3 4 , 6 5 7		1 5 6 , 6 5 7
	公共用地先行取得等事業債	3 1 1 , 6 2 5					3 1 1 , 6 2 5
	災害復旧事業債	3 2 , 6 9 3	3 5 , 8 0 1	1 4 , 5 7 9	3 9 , 2 6 4	1 , 0 8 9	1 2 3 , 4 2 6
	一般廃棄物処理事業債		4 4 1 , 6 5 9	4 9 9 , 4 9 1			9 4 1 , 1 5 0
	厚生福祉施設整備事業債	1 3 9 , 0 5 5	2 0 , 4 3 8	1 , 1 2 9		8 8 , 9 7 3	2 4 9 , 5 9 5
	地域改善対策特定事業債	1 6 0 , 8 6 3		3 1 2 , 7 8 3			4 7 3 , 6 4 6
	減収補てん債		5 , 2 5 0				5 , 2 5 0
	財源対策債	1 9 2 , 9 5 4	2 8 6 , 9 3 9	2 0 , 8 8 8	4 3 , 3 1 1	2 6 6 , 0 9 4	8 1 0 , 1 8 6
	臨時財政特例債	8 9 , 6 7 6	3 , 1 0 3		1 , 3 0 8	2 , 2 4 3	9 6 , 3 3 0
	減税補てん債	4 0 3 , 5 9 3	4 0 3 , 4 5 9	2 0 1 , 5 7 0	1 9 6 , 1 2 1	5 8 5 , 8 4 4	1 , 7 9 0 , 5 8 7
	臨時税収補てん債	5 7 , 0 1 5	6 9 , 3 8 5	3 6 , 3 4 4	3 4 , 7 3 5	7 1 , 8 4 1	2 6 9 , 3 2 0
	臨時財政対策債	7 0 7 , 7 0 0	7 1 6 , 3 0 0	5 3 8 , 8 0 0	5 2 5 , 4 0 0	8 3 9 , 6 0 0	3 , 3 2 7 , 8 0 0
	調整債	3 , 1 2 2	8 , 3 1 4	5 , 6 9 8	2 , 3 3 5		1 9 , 4 6 9
	県貸付金		3 9 5 , 9 1 2			7 8 , 5 4 7	4 7 4 , 4 5 9
	その他		1 2 , 2 1 4		7 , 1 7 3		1 9 , 3 8 7
	小 計	5 , 5 0 8 , 4 7 4	5 , 6 1 6 , 3 9 9	2 , 9 7 6 , 7 4 2	3 , 1 5 9 , 6 1 8	7 , 4 0 7 , 5 8 3	2 4 , 6 6 8 , 8 1 6
特 別 会 計	同和対策住宅整備資金貸付事業	1 2 3 , 3 5 5		8 6 4 , 1 8 0	4 0 , 9 9 6		1 , 0 2 8 , 5 3 1
	（ 公 共 ） 下水道事業	1 6 3 , 1 0 0	1 5 9 , 2 0 0	1 0 8 , 0 0 0	1 8 8 , 3 0 0	6 5 0 , 3 6 6	1 , 2 6 8 , 9 6 6
	水道事業	1 , 1 1 6 , 1 0 4	2 , 2 9 2 , 5 4 4	1 , 0 1 9 , 9 4 1	1 , 9 5 9 , 5 2 5	6 6 8 , 9 8 8	7 , 0 5 7 , 1 0 2
	国保直診勘定		2 2 , 9 5 0				2 2 , 9 5 0
	簡易水道事業		5 1 , 9 7 1	1 0 1 , 8 9 2			1 5 3 , 8 6 3
	飲料水供給施設事業				9 , 6 2 3		9 , 6 2 3
	工業用水道事業				1 3 9 , 7 6 4		1 3 9 , 7 6 4
	小 計	1 , 4 0 2 , 5 5 9	2 , 5 2 6 , 6 6 5	2 , 0 9 4 , 0 1 3	2 , 3 3 8 , 2 0 8	1 , 3 1 9 , 3 5 4	9 , 6 8 0 , 7 9 9
合 計		6 , 9 1 1 , 0 3 3	8 , 1 4 3 , 0 6 4	5 , 0 7 0 , 7 5 5	5 , 4 9 7 , 8 2 6	8 , 7 2 6 , 9 3 7	3 4 , 3 4 9 , 6 1 5

7 .債務負担行為 (単位 : 千円)

町 名	事 業 名	設定年度	設 定 限 度 額						
			H 1 6 年度額	H 1 7 年度額	H 1 8 年度額	H 1 9 年度額	H 2 0 年度額	H 2 1 年度額	計
打 田 町	戸籍電算化システム事業	H 1 5 年度	10,500						10,500
	生涯学習施設建設事業	H 1 6 年度		1,079,000					1,079,000
	総合データバンク事業	H 1 3 年度	5,000	5,000					10,000
	小 計		15,500	1,084,000					1,099,500
粉 河 町	健康日本 2 1 市町村計画策定委託料	H 1 5 年度	2,000						2,000
	法定外公共物譲与申請業務委託料	H 1 4 年度	9,030						9,030
	小 計		11,030						11,030
那 賀 町	戸籍電算化データ作成委託事業	H 1 5 年度	7,560						7,560
	空気余熱機本体取替修繕	H 1 5 年度	78,000						78,000
	小 計		85,560						85,560
桃 山 町	農村総合整備モデル事業（鷹巣尾農道）農業 基盤整備資金借り入れによる利子補給	H 9 年度	83	51	26	9			169
		H 1 0 年度	90	61	37	19	6		213
	県営畑地総合整備事業（幹線 1 号）農業生産 基盤資金借り入れによる利子補給	H 1 0 年度	25	9					34
	県営中山間地域総合整備事業（野田原・脇谷 営農飲雑用水施設）農業基盤整備資金借り入 れによる利子補給	H 1 2 年度	258	173	105	53	18		607
		H 1 3 年度	823	592	397	240	121	41	2,214
	住民基本台帳ネットワークシステム機器等	H 1 4 年度	6,328	4,491	2,654				13,473
	法定外公共物譲与申請業務委託料	H 1 4 年度	234						234
	地籍調査帳票管理システム導入事業	H 1 5 年度	6,190	4,765	3,340	1,915	490		16,700
	固定資産情報管理システム導入事業	H 1 5 年度	3,808	2,856	1,904	952			9,520
	戸籍事務電算システム導入事業	H 1 5 年度	32,405	23,769	17,758	11,747	5,736		91,415
	小 計		50,244	36,767	26,221	14,935	6,371	41	134,579
貴 志 川 町	平池水路 1 1 工区整備事業	H 1 5 年度	42,500						42,500
合 計			204,834	1,120,767	26,221	14,935	6,371	41	1,373,169

8．財産区保有財産（平成15年度末見込み）

町 名	財産区の名称	宅 地（㎡）	山 林（㎡）	田（㎡）	畑（㎡）	その他（㎡）	合 計（㎡）	基 金（千円）	出資金（千円）
打 田 町	池田財産区		433,070			10,294	443,364		
	田中財産区		999,574			714,074	1,713,648		
	小 計		1,432,644			724,368	2,157,012		
粉 河 町	長田竜門財産区	109	1,104,604	1,854	13,291	27,670	1,147,528		
	竜門財産区		1,494,616			427,614	1,922,230		
	南北志野財産区		618,083				618,083	1,313	
	鎌垣財産区		9,970,000				9,970,000	2,050	
	鞆渕財産区		4,524,000				4,524,000	149,405	
	小 計	109	17,711,303	1,854	13,291	455,284	18,181,841	152,768	
那 賀 町	飯盛財産区		1,635,567				1,635,567	4,465	50
	小 計		1,635,567				1,635,567	4,465	50
桃 山 町	最上・神田・市場・元財産区		1,994,748				1,994,748	15,649	
	調月財産区		25,377				25,377	32,935	
	小 計		2,020,125				2,020,125	48,584	
貴 志 川 町	平池財産区					112,991	112,991		
	丸栖財産区		239,752				239,752		
	東貴志財産区		1,156				1,156		
	小 計		240,908			112,991	353,899		
合 計		109	23,040,547	1,854	13,291	1,292,643	24,348,444	205,817	50

協議第 1 1 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 8 日 提出

那 賀 5 町 合 併 協 議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	地方税の取扱いについて
項 目 区 分	合併特例法に定める協定項目
担 当 部 会	税務部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	市民税（個人・法人）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、たばこ税及び特別土地保有税については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、入湯税については、打田町の例によるものとする。 ただし、都市計画税については合併特例法第 1 0 条第 1 項により、合併の日の属する年度及びこれに続く 3 年度間に限り、現在の桃山町及び貴志川町については課税免除するものとする。 各税の納期等については、それぞれの調整方針（案）のとおりとする。

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	地方税の取扱い	関 係 項 目	市民税（個人・法人）	調 整 課
調整方針（案）	（１） 個人市民税については、現行のとおりとする。 普通徴収による納期については、 第１期 ６月１日から ６月３０日 第２期 ８月１日から ８月３１日 第３期 １０月１日から １０月３１日 第４期 翌年の１月１日から １月３１日とする。 （２） 法人市民税については、現行のとおりとする。			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
町名	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
町 別 内 容	町民税（個人） （１）均等割額 ３，０００円（標準税率） （２）所得割額 200万円以下 3% （控除額 0円） 200万円超 8% （控除額 100,000円） 700万円超 12% （控除額 240,000円） （３）納 期 第１期 ６月１日 ～ ６月３０日 第２期 ８月１日 ～ ８月３１日 第３期 10月１日 ～ 10月３１日 第４期 翌年１月１日 ～ １月３１日	町民税（個人） （１）均等割額 左記に同じ （２）所得割額 左記に同じ （３）納 期 第１期 ６月16日 ～ ６月30日 第２期 ８月16日 ～ ８月31日 第３期 10月16日 ～ 10月31日 第４期 翌年1月16日 ～ １月31日	町民税（個人） （１）均等割額 左記に同じ （２）所得割額 左記に同じ （３）納 期 第１期 ６月16日 ～ ６月30日 第２期 ７月16日 ～ ７月31日 第３期 ８月16日 ～ ８月31日 第４期 ９月16日 ～ ９月30日 第５期 10月16日 ～ 10月31日 第６期 11月16日 ～ 11月30日 第７期 12月16日 ～ 12月25日 第８期 翌年1月16日 ～ １月31日 第９期 翌年2月16日 ～ ２月末日 第10期 翌年3月16日 ～ ３月31日	町民税（個人） （１）均等割額 左記に同じ （２）所得割額 左記に同じ （３）納 期 第１期 ６月16日 ～ ６月30日 第２期 ７月16日 ～ ７月31日 第３期 ８月16日 ～ ８月31日 第４期 ９月16日 ～ ９月30日 第５期 10月16日 ～ 10月31日 第６期 11月16日 ～ 11月30日 第７期 12月10日 ～ 12月28日 第８期 翌年1月16日 ～ １月31日 第９期 翌年2月16日 ～ ２月末日 第10期 翌年3月16日 ～ ３月31日	町民税（個人） （１）均等割額 左記に同じ （２）所得割額 左記に同じ （３）納 期 第１期 ６月１日 ～ ６月30日 第２期 ８月１日 ～ ８月31日 第３期 10月１日 ～ 10月31日 第４期 翌年1月1日 ～ １月31日	現行のとおりとする。 納 期 第１期 ６月１日 ～ ６月30日 第２期 ８月１日 ～ ８月31日 第３期 10月１日 ～ 10月31日 第４期 翌年1月1日 ～ １月31日
	２．町民税（法人） （１）法人税割税率 ・標準税率 12.3% （２）均等割税率 ・１号法人 3,000,000 円 ・２号法人 1,750,000 円 ・３号法人 410,000 円 ・４号法人 400,000 円 ・５号法人 160,000 円 ・６号法人 150,000 円 ・７号法人 130,000 円 ・８号法人 120,000 円 ・９号法人 50,000 円	２．町民税（法人） （１）法人税割税率 左記に同じ （２）均等割税率 左記に同じ	２．町民税（法人） （１）法人税割税率 左記に同じ （２）均等割税率 左記に同じ	２．町民税（法人） （１）法人税割税率 左記に同じ （２）均等割税率 左記に同じ	２．町民税（法人） （１）法人税割税率 左記に同じ （２）均等割税率 左記に同じ	現行のとおりとする。

１号法人	資本金 50 億円超	従業員 50 人超
２号法人	〃 10 億円超～50 億円以下	〃 〃
３号法人	〃 〃	〃 50 人以下
４号法人	〃 1 億円超～10 億円以下	〃 50 人超
５号法人	〃 〃	〃 50 人以下
６号法人	〃 1 千万円超～1 億円以下	〃 50 人超
７号法人	〃 〃	〃 50 人以下
８号法人	〃 1 千万円以下	〃 50 人超
９号法人	上記法人以外の法人	

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	地方税の取扱い	関 係 項 目	固定資産税・都市計画税	調 整 課
調整方針（案）	（１）固定資産税については、税率等の基本的事項については現行のとおりとする。なお、農村地域工業等導入促進法の地域指定に係る工業生産設備の固定資産税については、新市移行後も経過措置として残るものは、課税免除の扱いとする。 納期については、第１期 ４月１日から ４月３０日 第２期 ７月１日から ７月３１日 第３期 １２月１日から １２月２５日 第４期 翌年２月１日から ２月 末日とする。 （２）都市計画税の税率及び課税標準は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、合併特例法第１０条第１項により、合併の日の属する年度及びこれに続く３年度間に限り、現在の桃山町及び貴志川町については課税免除するものとする。 納期については、固定資産税の納期の例による。			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
町名	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
町 別 内 容	固定資産税 （１）納税義務者 １月１日現在、町内に所在する固定資産の所有者 （２）課税標準 １月１日現在における当該固定資産の評価 （３）税 率 1 . 4 % （４）免税点 土地 3 0 万円 家屋 2 0 万円 償却資産 1 5 0 万円 （５）納 期 第 1 期 5 月 1 日 ~ 5 月 3 0 日 第 2 期 7 月 1 日 ~ 7 月 3 1 日 第 3 期 1 2 月 1 日 ~ 1 2 月 2 5 日 第 4 期 翌 年 2 月 1 日 ~ 2 月 末 日	固定資産税 （１）納税義務者 左記に同じ （２）課税標準 左記に同じ （３）税 率 左記に同じ （４）免税点 左記に同じ （５）納 期 第 1 期 5 月 1 6 日 ~ 5 月 3 1 日 第 2 期 9 月 1 6 日 ~ 9 月 3 0 日 第 3 期 1 2 月 1 6 日 ~ 1 2 月 2 5 日 第 4 期 翌 年 2 月 1 6 日 ~ 2 月 末 日	固定資産税 （１）納税義務者 左記に同じ （２）課税標準 左記に同じ （３）税 率 左記に同じ （４）免税点 左記に同じ （５）納 期 第 1 期 6 月 1 5 日 ~ 6 月 3 0 日 第 2 期 7 月 1 日 ~ 7 月 3 1 日 第 3 期 8 月 1 日 ~ 8 月 3 1 日 第 4 期 9 月 1 日 ~ 9 月 3 0 日 第 5 期 1 0 月 1 日 ~ 1 0 月 3 1 日 第 6 期 1 1 月 1 日 ~ 1 1 月 3 0 日 第 7 期 1 2 月 1 日 ~ 1 2 月 2 5 日 第 8 期 翌 年 1 月 1 日 ~ 1 月 3 1 日 第 9 期 翌 年 2 月 1 日 ~ 2 月 末 日 第 1 0 期 翌 年 3 月 1 日 ~ 3 月 3 1 日	固定資産税 （１）納税義務者 左記に同じ （２）課税標準 左記に同じ （３）税 率 左記に同じ （４）免税点 左記に同じ （５）納 期 第 1 期 6 月 1 6 日 ~ 6 月 3 0 日 第 2 期 7 月 1 6 日 ~ 7 月 3 1 日 第 3 期 8 月 1 6 日 ~ 8 月 3 1 日 第 4 期 9 月 1 6 日 ~ 9 月 3 0 日 第 5 期 1 0 月 1 6 日 ~ 1 0 月 3 1 日 第 6 期 1 1 月 1 6 日 ~ 1 1 月 3 0 日 第 7 期 1 2 月 1 0 日 ~ 1 2 月 2 8 日 第 8 期 翌 年 1 月 1 6 日 ~ 1 月 3 1 日 第 9 期 翌 年 2 月 1 6 日 ~ 2 月 末 日 第 1 0 期 翌 年 3 月 1 6 日 ~ 3 月 3 1 日	固定資産税 （１）納税義務者 左記に同じ （２）課税標準 左記に同じ （３）税 率 左記に同じ （４）免税点 左記に同じ （５）納 期 第 1 期 4 月 1 日 ~ 4 月 3 0 日 第 2 期 7 月 1 日 ~ 7 月 3 1 日 第 3 期 1 2 月 1 日 ~ 1 2 月 2 5 日 第 4 期 翌 年 2 月 1 日 ~ 2 月 末 日	現行のとおりとする。 納 期 第 1 期 4 月 1 日 ~ 4 月 3 0 日 第 2 期 7 月 1 日 ~ 7 月 3 1 日 第 3 期 1 2 月 1 日 ~ 1 2 月 2 5 日 第 4 期 翌 年 2 月 1 日 ~ 2 月 末 日
	都市計画税 （１）納税義務者 固定資産税に同じ（紀ノ川以南の地域を除く） （２）都市計画区域 都市計画法によりそれぞれの自治体が都市計画区域として指定した地域 （３）税 率 0 . 2 % （４）納 期 固定資産税に同じ	都市計画税 （１）納税義務者 左記に同じ（韮淵地区を除く） （２）都市計画区域 左記に同じ （３）税 率 左記に同じ （４）納 期 左記に同じ	都市計画税 （１）納税義務者 固定資産税に同じ （２）都市計画区域 左記に同じ （３）税 率 左記に同じ （４）納 期 左記に同じ	都市計画税 （１）納税義務者 課税していない （２）都市計画区域 左記に同じ （３）税 率 課税していない （４）納 期 課税していない	都市計画税 （１）納税義務者 左記に同じ （２）都市計画区域 左記に同じ （３）税 率 左記に同じ （４）納 期 左記に同じ	現行のとおりとする。 ただし、合併特例法第１０条第１項により、合併の日の属する年度及びこれに続く３年度間に限り、現在の桃山町及び貴志川町については課税免除するものとする。 納期については、固定資産税の納期の例による。

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	地方税の取扱い	関 係 項 目	軽自動車税	調 整 課
調整方針（案）	（１）税率については、現行のとおりとする。 （２）納期については、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、５月１１日から５月３１日とする。 （３）標識については、合併後新市による標識を交付することとし、合併期日前日までに各町で交付された標識は廃車申告を行うまでは有効とする。			

那 賀 5 町 の 状 況											調整の具体的内容																				
町名		打 田 町				粉 河 町				那 賀 町				桃 山 町				貴 志 川 町													
町 別 内 容		軽自動車税 (1)納税義務者 4 月 1 日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、及び 2 輪の小型自動車の所有者 (2)税 率				軽自動車税 (1)納税義務者 左記に同じ (2)税 率				軽自動車税 (1)納税義務者 左記に同じ (2)税 率				軽自動車税 (1)納税義務者 左記に同じ (2)税 率				軽自動車税 (1)納税義務者 左記に同じ (2)税 率				現行のとおりとする。 (納 期) 5 月 1 1 日 ~ 5 月 3 1 日									
		区分				種 別				税 額				区分				種 別						税 額							
		原動機付自転車				5 0 cc以下				1,000 円				原動機付自転車				5 0 cc以下						1,200 円							
						9 0 cc以下				1,600 円								1 2 5 cc以下						2,500 円							
						ミニカー				2,400 円								3 輪						3,100 円							
						軽自動車				2 輪								2,400 円						3 輪				3,100 円			
		4 輪以上								乗用				営業用				5,500 円						乗用				自家用			
		小型特殊				貨物				営業用				3,000 円				貨物						営業用				4,000 円			
						農耕作業用				1,600 円				農耕作業用				1,600 円						その他				4,700 円			
		2 輪の小型自動車				4,000 円				2 輪の小型自動車				4,000 円				2 輪の小型自動車						4,000 円							
(3)賦課期日 4 月 1 日				(3)賦課期日 左記に同じ				(3)賦課期日 左記に同じ				(3)賦課期日 左記に同じ				(3)賦課期日 左記に同じ															
(4)納 期 5 月 1 1 日 ~ 同月 3 1 日				(4)納 期 4 月 1 6 日 ~ 同月 3 0 日				(4)納 期 5 月 1 日 ~ 同月 3 1 日				(4)納 期 4 月 1 日 ~ 同月 3 0 日				(4)納 期 4 月 1 5 日 ~ 同月 3 0 日															
(5)身体障害者等に対する減免 身体障害者等が所有する軽自動車等で当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者のために当該身体障害者と生計を一にするもの又は、当該身体障害者等を常時介護するものが運転するもの 1 台。				(5)身体障害者等に対する減免 左記に同じ				(5)身体障害者等に対する減免 左記に同じ				(5)身体障害者等に対する減免 左記に同じ				(5)身体障害者等に対する減免 左記に同じ															

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	地方税の取扱い	関 係 項 目	たばこ税、特別土地保有税、入湯税	調 整 課
調整方針（案）	（１） たばこ税については、現行のとおりとする。 （２） 特別土地保有税については、現行のとおりとする。 （３） 入湯税については、打田町の例による。			

那 賀 5 町 の 状 況	調整の具体的内容
---------------	----------

町名	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	調整の具体的な内容
町別内容	町たばこ税 (1) 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者 (2) 税 率 旧 3 級品除く 1,000 本につき 2,977 円 旧 3 級品 1,000 本につき 1,412 円	町たばこ税 (1) 納税義務者 左記に同じ (2) 税 率 左記に同じ	町たばこ税 (1) 納税義務者 左記に同じ (2) 税 率 左記に同じ	町たばこ税 (1) 納税義務者 左記に同じ (2) 税 率 左記に同じ	町たばこ税 (1) 納税義務者 左記に同じ (2) 税 率 左記に同じ	現行のとおりとする。
	特別土地保有税 (1) 納税義務者 土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者 (2) 課税標準 土地の取得価格 (3) 税 率 保有分 1 0 0 分の 1 . 4 取得分 1 0 0 分の 3 . 0 (4) 免税点 都市計画区域を有する町の区域 5,000 m ² 未満	特別土地保有税 (1) 納税義務者 左記に同じ (2) 課税標準 左記に同じ (3) 税 率 左記に同じ (4) 免税点 左記に同じ	特別土地保有税 (1) 納税義務者 左記に同じ (2) 課税標準 左記に同じ (3) 税 率 左記に同じ (4) 免税点 左記に同じ	特別土地保有税 (1) 納税義務者 左記に同じ (2) 課税標準 左記に同じ (3) 税 率 左記に同じ (4) 免税点 左記に同じ	特別土地保有税 (1) 納税義務者 左記に同じ (2) 課税標準 左記に同じ (3) 税 率 左記に同じ (4) 免税点 左記に同じ	現行のとおりとする。
	入湯税 (1) 納税義務者 入湯客 (2) 税 率 入湯客一人一日 1 5 0 円	入湯税 該当なし	入湯税 該当なし	入湯税 該当なし	入湯税 該当なし	打田町の例による。

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	地方税の取扱い	関 係 項 目	納税関係	調 整 課
調整方針（案）	（１）納期前納付に対する報奨金については、現行のとおり固定資産税及び普通徴収による個人住民税を対象として、新市においても引き続き実施する。 なお、報奨率は１００分の１とし、第１期納期の納期限までに、全期分を一括して納付したものに限り交付するものとする。 （２）納税組合は、合併時に廃止する。			

那賀５町の状況						調整の具体的内容
町名	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	
町別内容	前納報奨金（個人町民税、固定資産税） 当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、第１期の納期内に全納した場合に限り、納期前に納付した税額の 100 分の 1 に、納期前に係る月数（１月末満の端数がある場合においては 1４日以下は切り捨て、１５日以上は１月とする。）を乗じて得た額の報奨金を交付する。	前納報奨金（個人町民税、固定資産税） 納期前に納付した税額に 1,000 分の 3 を乗じて得た額に、納期前に係る月数（１月末満の端数がある場合においては、14 日以下は切り捨て、15 日以上は１月とする。）を乗じて得た額の報奨金を交付する。	前納報奨金（個人町民税、固定資産税） 納期前に納付した税額の 100 分の 1 に、納期前に係る月数（１月に満たない日数が 1４日以下は切り捨て、１５日以上は１月とする。）を乗じて得た額の報奨金を交付する。	前納報奨金（個人町民税、固定資産税） 納期前に納付した税額の 100 分の 1 に、納期前に係る月数（１月末満の端数がある場合においては 1４日以下は切り捨て、１５日以上は１月とする。）を乗じて得た額の報奨金を交付する。	前納報奨金（個人町民税、固定資産税） 当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、第１期の納期内に全納した場合に限り、下記により報奨金を交付する。 個人の町民税については、 第２期の税額に 1００分の 1 を 第３期の税額に 1００分の 3 を 第４期の税額に 1００分の 6 を 乗じて得た額の合計額を報奨金として交付する。 固定資産税については、 第２期の税額に 1００分の 2 を 第３期の税額に 1００分の 7 を 第４期の税額に 1００分の 9 を 乗じて得た額の合計額を報奨金として交付する。	前納報奨金（個人町民税、固定資産税） 前納報奨金制度は、新市においても実施する。 報奨率は、100 分の 1 とし、第１期納期の納期限までに、全期分を一括して納付したものだけに限り交付するものとする。
	内 容	納税組合 打田町税納付報償規程が、平成 1６年 5 月 3 1 日に失効することにより廃止。	納税組合 平成 1５年度から廃止。	納税組合 平成 1５年度から廃止。	納税組合 納税組合の組織及び町税納付取扱規程に基づく 組合数 1３５組合	納税組合 平成 1５年度から廃止。 納税組合 納税組合は、合併時に廃止する。

特別職員の身分の取扱いについて

特別職員の身分の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 8 日提出

那賀 5 町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	特別職員の身分の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	総務課
調整方針（案）	（１）常勤の特別職（教育長を含む）の職員及び行政委員会等の委員の身分の取り扱いについては、法に特例の定めがある場合はその規定を適用し、規定のない場合は５町の長が協議して定める。給与及び報酬は、現行額・類似団体等の額を参考に調整する。 （２）新市の職務執行者については、５町の長が別に協議して定める。 （３）審議会・委員会等の附属機関等は、次のとおり取り扱うものとする。 現に５町に設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。 いずれかの町に設置されているが５町すべてに設置されていないものは、新市において速やかに調整する。 人数・任期・報酬等は、現行制度及び類似団体等の制度を参考に調整する。 （４）その他の特別職で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期・報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容									
協 定 項 目		特別職等の身分の取扱い		関 係 項 目		特別職等の身分の取扱い		総 務 課	
調整方針（案）		（１）常勤の特別職（教育長を含む）の職員及び行政委員会等の委員の身分の取り扱いについては、法に特例の定めがある場合はその規定を適用し、規定のない場合は5町の長が協議して定める。給与は、現行給与額・類似団体等の給与額を参考に調整する。							
		（２）新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定める。							
		（３）審議会・委員会等の附属機関等は、次のとおり取り扱うものとする。 現に5町に設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。 いずれかの町に設置されているが5町すべてに設置されていないものは、新市において速やかに調整する。 人数・任期・報酬等は、現行制度及び類似団体等の制度を参考に調整する。							
		（４）その他の特別職で新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期・報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。							
那 賀 5 町 の 状 況								確認の具体的内容	
町名	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町				
町	1．常勤の特別職 町長、助役、収入役、教育長	1．常勤の特別職 町長、助役、収入役、教育長	1．常勤の特別職 町長、助役、収入役、教育長	1．常勤の特別職 町長、助役、収入役、教育長	1．常勤の特別職 町長、助役、収入役、教育長	1．常勤の特別職 町長、助役、収入役、教育長			
	2．議会議員	2．議会議員	2．議会議員	2．議会議員	2．議会議員	2．議会議員			
別	3．行政委員会	3．行政委員会	3．行政委員会	3．行政委員会	3．行政委員会	3．行政委員会			
	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会			
	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会			
	農業委員会	農業委員会	農業委員会	農業委員会	農業委員会	農業委員会			
	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会			
	監査委員	監査委員	監査委員	監査委員	監査委員	監査委員			
	公平委員会	公平委員会	公平委員会	公平委員会	公平委員会	公平委員会			
内 容	4．審議会・委員会等の附属機関	4．審議会・委員会等の附属機関	4．審議会・委員会等の附属機関	4．審議会・委員会等の附属機関	4．審議会・委員会等の附属機関	4．審議会・委員会等の附属機関			
	長期総合計画策定審議会	計画審議会	総合計画審議会	長期総合計画審議会	長期総合計画審議会	長期総合計画審議会			
	特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会			
	都市計画審議会	都市計画審議会	都市計画審議会	都市計画審議会	都市計画審議会	都市計画審議会			
	防災会議	防災会議	防災会議	防災会議	防災会議	防災会議			
	交通安全対策会議	交通安全対策会議	交通安全対策会議	交通安全対策会議	交通安全対策会議	交通安全対策会議			
	消防委員会	消防委員会	消防委員会	消防委員会	消防委員会	消防委員会			
	青少年問題協議会	青少年問題協議会	青少年問題協議会			青少年問題協議会			
	農業振興協議会				農業構造改善事業協議会				
			建設審議会						
		文化財審議会							
						生活安全推進協議会			
						個人情報保護審議会			
						情報公開審査会			
	5．その他機関	5．その他機関	5．その他機関	5．その他機関	5．その他機関	5．その他機関			
	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会			
保健衛生事故調査会	保健衛生事故調査会	保健衛生事故調査会	保健衛生事故調査会	保健衛生事故調査会	保健衛生事故調査会				
就学指導委員会	適正就学指導委員会	心身障害児適正就学指導委員会	適正就学指導委員会	適正就学指導委員会	適正就学指導委員会				
情報公開審査会	情報公開審査会	情報公開審査会	情報公開審査会	情報公開審査会	情報公開審査会				
職員賞罰審査委員会		職員賞罰審査委員会	職員賞罰委員会	職員賞罰委員会	職員賞罰審査委員会				
交通指導員等賞じゅつ金審査委員会	交通指導員等賞じゅつ金審査委員会								
消防賞じゅつ金等審査委員会	消防賞じゅつ金等審査委員会			賞じゅつ金等審査委員会	消防賞じゅつ金等審査委員会				
生活安全推進協議会				生活安全推進協議会	生活安全推進協議会				
老人ホーム入所判定委員会		老人ホーム入所判定委員会	老人ホーム入所判定委員会	老人ホーム入所判定委員会	老人ホーム入所判定委員会				
差別事件処理委員会		人権委員会	人権推進委員会	人権推進委員会	人権推進検討委員会				

		人権侵害調査委員会 人権啓発推進協議会			
	いきいき粉河 21 プラン策定委員会				健やかさがわ 21 計画策定委員会 地域インターネット情報通信システム整備事業調整委員会 地域イントラネット基盤整備事業調整委員会
宅地造成事業等審議会	宅地等造成事業対策審議会		情報システム推進委員会	開発計画審議会	宅地開発指導事項審査会 宅地開発事前審査会 土地の埋立て等規制委員会 廃棄物不法投棄防止対策委員会
	土地埋め立て等審議会 公害防止対策審議会 公正入札調査委員会 建設工事等請負業者選定審査会	廃棄物不法投棄防止検討委員会 環境問題審議委員会	環境保全推進委員会 入札審議会 建設工事等暴力団排除対策委員会		
農業構造改善センター運営委員会 農業振興地域整備促進協議会 小売商業調整協議会			農業振興地域整備促進協議会		農業振興協議会 ほ場整備推進委員会 小売商業調整協議会 大規模小売店舗立地連絡協議会 健康づくり推進協議会 都市マスタープラン策定委員会
		健康づくり推進協議会	地域保健対策推進協議会 都市マスタープラン策定委員会 行政改革推進協議会		
教育集会所事業運営委員会 古和田会館及び井阪文化会館運営審議会	介護保険運営協議会 建設工事等請負業者選定審査会 公正入札調	行財政問題研究委員会 障害者施策推進協議会 同和対策事業推進委員会 同和教育推進審議委員会 子ども会運営委員会	市町村合併研究会 市町村合併懇話会 人材育成基金の活用に係る選考委員会 幼稚園・保育所整備統合委員会 地籍調査推進委員会 災害処理委員会 幼稚園教育推進連絡協議会 公民館運営審議会 隣保館運営審議会 職員研修委員会 水道運営審議会	企画調整促進委員会 法令審査委員会 ふるさと運動推進協議会 明るい選挙推進協議会 収納対策委員会 幼児教育振興協議会 地域教育力活性化・体験活動推進協議会 生涯学習センター管理運営委員会 地域ぐるみの子育て連絡協議会 差別事件処理委員会 母子保健計画策定委員会 まちづくり推進委員会 まちづくり事業検討委員会 下水道整備推進委員会 公共下水道事業実施自治区整備推進協力委員会	
6. その他の特別職 消防団員 社会教育委員 社会教育指導員 体育指導委員 文化財保護委員 社会同和教育指導員 交通指導員 心の教室相談員 教育相談員 公民館	6. その他の特別職 消防団員 社会教育委員 社会教育指導員 体育指導員 文化財保護委員 交通指導員 公民館	6. その他の特別職 消防団員 社会教育委員 社会体育指導員 文化財保護委員 社会同和教育指導員 交通指導員 公民館 青少年育成推進員	6. その他の特別職 消防団員 社会教育委員 社会教育指導員 体育指導委員 文化財保護委員 社会同和教育指導員 交通指導員 教育相談員 公民館 青少年健全育成推進指導員 隣保館長 隣保館指導員 町税徴収嘱託員 学校教育指導員	6. その他の特別職 消防団員 社会教育委員 社会教育指導員 体育指導委員 文化財保護委員 交通指導員 教育相談員 公民館 人権推進指導員	

協議第 1 3 号

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 8 日 提出

那 賀 5 町 合 併 協 議 会
会 長 服 部 一

記

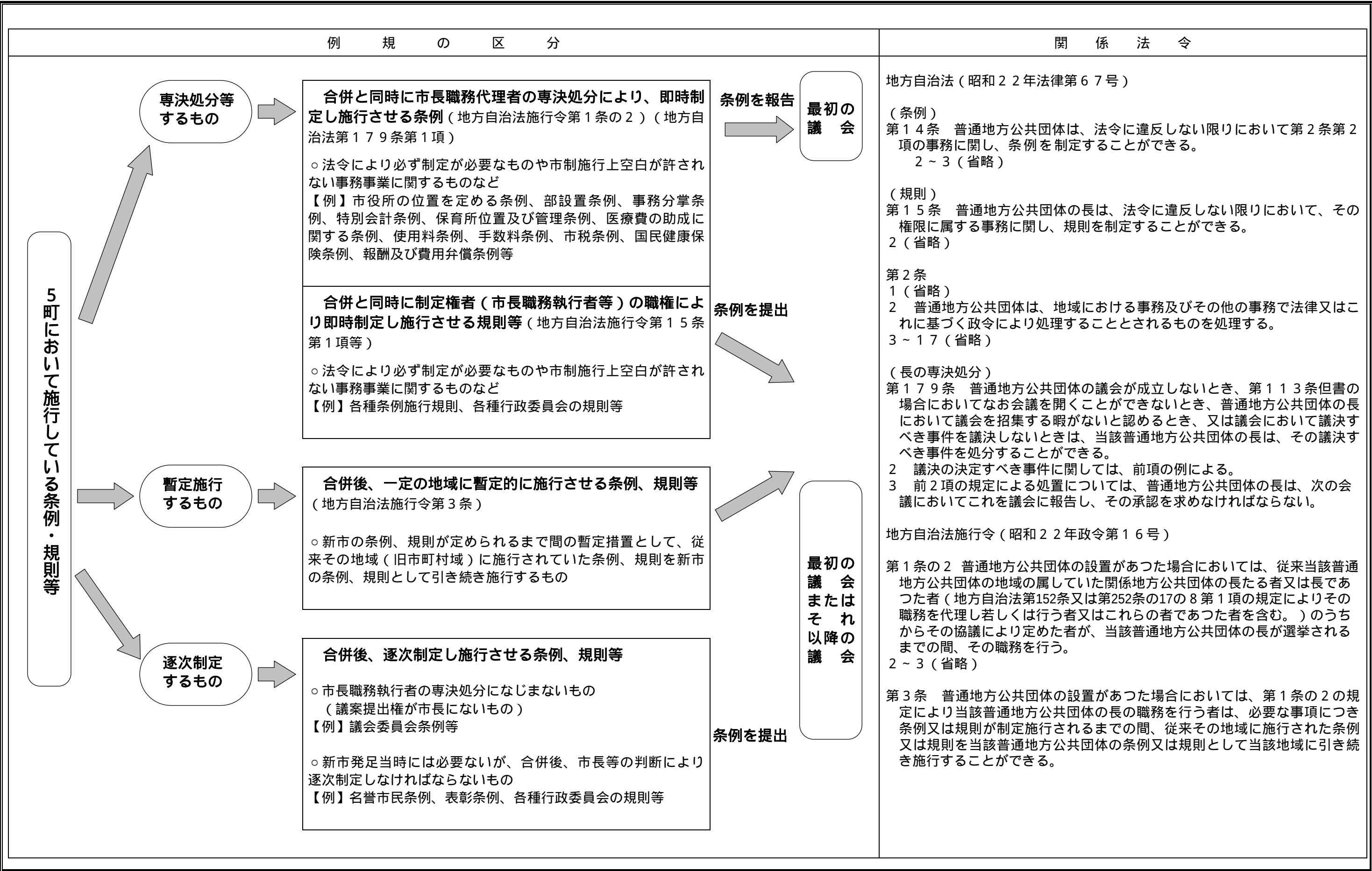
協 定 項 目	条例・規則等の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	調整課
調 整 方 針 (案)	条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、確認された各種事業の調整内容に基づき、次の区分により整備する。 (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行するもの (2) 一定の地域に暫定的に施行するもの (3) 合併後に逐次制定し、施行するもの

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 ５ 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	条例、規則等の取扱い	関 係 項 目	新市における条例、規則等の整備について	調 整 課
調整方針（案）	条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、確認された各種事業の調整内容に基づき、次の区分により整備する。 （１）合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行するもの （２）一定の地域に暫定的に施行するもの （３）合併後に逐次制定し、施行するもの			

那 賀 ５ 町 の 状 況						調 整 の 具 体 的 内 容
例規集に登載されている条例等						合併と同時に、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、及び貴志川町の法人格が消滅するため、５町の条例、規則等は全て失効することになる。 そのため、新市において新たに条例、規則等を制定し施行する必要がある、その取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により調整するものとする。 制定施行の区分 （１） 合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し施行するもの。 条例 市長職務執行者（地方自治法施行令第１条の２）の専決処分（地方自治法第 179 条第 1 項）により制定し施行する 規則等 制定権者（新市の市長職務執行者等）の職権により制定し施行する（地方自治法第 1 5 条第 1 項） （２） 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの。 新市の条例、規則が定められる間での暫定措置として、従来のその地域（旧市町村域）に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き施行させる。（地方自治法施行令第 3 条） （３） 合併後、逐次制定し施行するもの。 新市の市長職務執行者の専決処分になじまないもの 新市発足時には必要ないが逐次制定しなくてはならないもの
区 分	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	
条 例	1 5 0 件	1 7 0 件	1 4 8 件	1 5 3 件	1 1 9 件	
規 則	1 1 1 件	1 1 9 件	1 0 4 件	1 4 8 件	1 0 1 件	
規 程	4 1 件	5 4 件	3 6 件	4 1 件	2 4 件	
要 綱	6 4 件	7 9 件	3 9 件	1 4 1 件	1 0 2 件	
その他	4 9 件	8 件	3 4 件	5 4 件	8 1 件	
合 計	4 1 5 件	4 3 0 件	3 6 1 件	5 3 7 件	4 2 7 件	
(平成１６年 ４月 １日現在)						
【 参 考 】						
条 例	地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、公共事業、団体委任事務及び行政について、条例を制定することができる。（自治法第 1 4 条第 1 項）					
規 則	地方公共団体の長等が定めるもの（自治法第 1 5 条第 1 項、同法第 138 条の 4 第 2 項）で、条例の委任を受け、又は条例を執行するために定める。					
規 程	法律、条令、規則等の範囲内で定められ、法規的色彩は原則として有せず、組織上の細目や事務処理手続き、その他事務処理上必要な事項を定める場合が多い。（例：庶務規程、服務規程、文書取扱規程）					
要 綱	法律、条令等の規定に基づかない行政機関の内部規定					



協議第 1 4 号

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 8 日提出

那賀 5 町合併協議会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	使用料・手数料等の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	調整課
調整方針（案）	（ 1 ）使用料については、原則として当分の間現行どおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し、随時調整を行うものとする。 （ 2 ）手数料については、合併時に統一する。

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容				
協 定 項 目	使用料・手数料等の取り扱い	関 係 項 目	使用料	調 整 課
調整方針（案）	使用料については、原則として当分の間現行どおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し、随時調整を行うものとする。			

		那 賀 5 町 の 状 況 (単位：円)					
	項 目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	調整の具体的内容
町 別 内 容	福祉施設関係	打田町保健福祉センター 別紙のとおり 東国分老人憩いの家（長寿園） 町内在住 会議室（昼間） 1,000 （夜間） 1,500 畳の間一室（昼間） 300 （夜間） 500 町外在住 会議室（昼間） 1,500 （夜間） 2,000 畳の間一室（昼間） 500 （夜間） 700 入浴 一人につき 20 満65歳以上の老人で町内に 住所を有するものが利用する場 合は無料	老人憩いの家（ともぶち壮） 和室（大広間） 9時～12時 1,830 12時～17時 2,240 1日 4,080 和室（8・6帖） 9時～12時 830 12時～17時 2,240 1日 4,080	那賀町保健福祉センター 別紙のとおり 那賀町総合センター 別紙のとおり 那賀町老人憩いの家 那賀町老人憩いの家設置及び管理 に関する条例の第7条・第8条に 基づく。	桃山町保健福祉センター 別紙のとおり 桃山町介護予防拠点施設 別紙のとおり	貴志川町保健福祉センター 事業目的のみ使用のため、使用 料は徴収していない。	
	町営墓地関係	町営墓地 埋葬料 寝棺及び坐棺 3,700 ただし、乳幼児は半額 遺骨 1,200	矢倉墓地・小坂墓地 別紙のとおり	那賀第1墓地 1区画 1等地 5,000 2等地 3,000 3等地 1,500 那賀第2墓地 1区画 80,000 王子第1墓地 1区画 80,000			
	火葬場関係	町内 1体 20,000 学童未満 10,000 町外取扱い無し 祭壇使用料 祭壇使用1回 10,000 新祭壇使用1回 50,000 霊柩自動車使用料 別紙のとおり	町内 一般 1体 15,000 6歳未満 1体 7,000 汚物焼却 1個 4,000 町外 一般 1体 50,000 6歳未満 1体 30,000 汚物焼却 1個 10,000	町内 12歳以上 1体 30,000 12歳未満 1体 20,000 4箇月以上の死胎 1体 10,000 4箇月未満の死胎 1体 5,000 その他 1件 5,000 和室 1室 5,000 霊安室 1日 5,000 町外 12歳以上 1体 60,000 12歳未満 1体 40,000 4箇月以上の死胎 1体 20,000 4箇月未満の死胎 1体 10,000 その他 1件 10,000 和室 1室 10,000 霊安室 1日 10,000	町内 6歳未満 1体 30,000 6歳以上 1体 40,000 町外取扱い無し	（五色台広域施設組合） 管内 12才以上 1体 20,000 12才未満 1体 10,000 16週以上の胎児 10,000 16週未満の胎児 5,000 その他 1件 5,000 管外 12才以上 1体 50,000 12才未満 1体 25,000 16週以上の胎児 25,000 16週未満の胎児 12,500 その他 1件 12,500	環境衛生部会で調 整する

那 賀 5 町 の 状 況 （単位：円）								調整の具体的内容
	項 目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町		
町 別 内 容	駐車場関係		観光自動車駐車場（大門橋駐車場） 大型観光自動車 1回 1,500 普通観光自動車 1回 700 普通自動車 1回 500 粉河町営第1・2駐車場 1区画 5,000 粉河町自転車駐車場 無料					
	公営住宅関係	公営改良住宅家賃 月額 15,000 公営改良住宅駐車場 一区画 月額 2,000	公営住宅家賃 毎年度、認定された収入 （公営住宅法施行令第1条第3号、以下「令」という。） に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額。 公営住宅駐車場 一区画 月額 2,040	公営住宅家賃 毎年度、認定された収入 （公営住宅法施行令第1条第3号、以下「令」という。） に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額。 家賃等の減免又は徴収猶予 那賀町公営住宅管理条例施行規則第18条第4号の規定により、家賃の減免は平成10年から平成18年まで9年間の負担調整を行う。	公営住宅家賃 毎年度、認定された収入 （公営住宅法施行令第1条第3号、以下「令」という。） に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額。			
	公民館施設等	公民館使用料 別紙のとおり 打田町古和田会館使用料 和室・料理室・ 会議室・憩いの家 全日 3,000 日又は夜間 2,000 その他の部屋 全日 1,500 日又は夜間 1,000 打田町井阪文化会館使用料 和室・料理室 全日 3,000 日又は夜間 2,000 その他の部屋 全日 1,500 日又は夜間 1,000	公民館使用料 別紙のとおり	公民館使用料 町内居住者 昼間 1,050 夜間 1,260 町内居住者 昼間 1,260 夜間 1,470	公民館使用料 昼間 5,250 夜間 7,350 桃山町調月区民 別紙のとおり 会館使用料 桃山町調月北部高島 集会所使用料 桃山町調月東部集会所 使用料 桃山町立調月北部集会所 使用料 総合センター桃山会館 使用料 桃山町ふれあいコミュ ニティセンター使用料 桃山町就業改善センター	貴志川町 別紙のとおり コミュニティセンター		
	体育施設等	打田町社会体育施設使用料 打田町町民体育館 別紙のとおり 打田町若もの広場 （多目的グラウンド） （テニスコート） （ゲートボール場）	粉河町体育館使用料 別紙のとおり 社会体育施設夜間照明施設 粉河町武道館使用料	那賀町社会体育施設夜間 照明使用料 町内居住者 1回 2,100 町外居住者 1回 5,250	桃山町民体育館 別紙のとおり 使用料 桃山町民グラウンド 桃山勤労者体育センター	貴志川町社会体育施設夜間照明 使用料 町内 2,060 町外 5,150		

那 賀 5 町 の 状 況 （単位：円）							調整の具体的内容
	項 目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
町 別 内 容	体育施設等	打田町スポーツ 別紙のとおり 公園 紀の川総合グラウンド （紀の川グラウンド） 〃 （ゲートボール場） 〃 打田町町民プール使用料 〃	粉河町民運動場 別紙のとおり 使用料 粉河町町民プール使用料 〃	那賀町町民体育館 別紙のとおり 使用料 那賀町若もの広場 別紙のとおり 使用料 那賀町 B&G 海洋センター 〃 （町民プール）使用料	桃山町調月 別紙のとおり ゲートボール場 奥安楽川広場施設 〃	体育施設 別紙のとおり 貴志川町民体育館 （貴志川勤労者体育センター） 貴志川スポーツ公園 長山ふれあい公園 丸栖北広場	
	学校施設等	打田町学校施設使用料 別紙のとおり	粉河町学校設備使用料 別紙のとおり		桃山町学校施設使用料 屋内運動場 昼間 5,250 7,350	貴志川町立学校等 別紙のとおり 目的外使用	
	社会教育施設	打田町教育集会所 町内住居者 1日 5,250 町外住居者 1日10,500	粉河ふるさと 別紙のとおり センター使用料	那賀町教育 別紙のとおり 集会所使用料		貴志川町生涯学習 別紙のとおり センター	
	農業振興施設		粉河町農村総合環境整備 改善センター 保健室（会議室）1回 1,570 超過1時間 520 農事研究室、婦人室、老人室、 生活改善実習室 1回 2,100 超過1時間 730 多目的ホール 1回昼 3,150 1回夜 4,200 粉河町農村婦人の家 大広間 1回 3,150 超過1時間 1,050 小会議室 1回 1,050 超過1時間 310 農産加工室 1回 2,100 超過1時間 730 粉河町自然休養村管理センター 観光農業経営研究室 1回 1,570 超過1時間 520 営農研修室、青年・婦人・老人 研修室 1回 1,890 超過1時間 630 研修室（小）1回 2,520 超過1時間 840 研修室（大）1回 4,720 超過1時間 1,570 その他施設 1日 15,750	那賀町農業構造改善センター 町内居住者 昼間 500 夜間 600 町外居住者 昼間 1,000 夜間 1,200	桃山町段地区総合 別紙のとおり 営農指導センター 桃山町善田地区 〃 総合営農指導センター 安楽川南部地域ブランド 〃 定着施設 桃山町百合集落センター 〃 桃山町段新田集落センター 〃 桃山町鷹巣尾集落センター 〃 桃山町細野生活改善センター 〃 桃山町転作促進研修指導 〃 施設使用料		
	観光施設		ハイランドパーク粉河 研修室9時～12時 900 13時～17時 1,200 9時～17時 2,100 展望台 大人 200 小人 100	青洲の里入館料（春林軒、展示 室） 個人 一般 600 小・中学生 300 団体(15名以上) 一般 500 小・中学生 250	細野溪流キャンプ場 別紙のとおり		

那 賀 5 町 の 状 況 （単位：円）								調整の具体的内容
	項 目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町		
町 別 内 容	観光施設		野外ステージ 9時～12時 6,000 13時～17時 8,000 9時～17時 14,000 ターゲットバードゴルフ場 平日、土日祝日 1,000 ゲートボール場 平日9時～12時 2,000 12時～17時 3,000 9時～17時 5,000 土日祝日 9時～12時 3,000 12時～17時 4,000 9時～17時 7,000 キャンプ場 大人 200 小人 100 山小屋10時～4時 1,000 4時～翌10時 2,000 ヘリポート 離着陸1回 10,000 終日使用 30,000					
		占有料	道路占有料 別紙のとおり	道路占有料 別紙のとおり	道路占有料 別紙のとおり	道路占有料 別紙のとおり	道路占有料 別紙のとおり	

那 賀 5 町 の 状 況 （単位：円）											調整の具体的内容				
		項 目		打 田 町		粉 河 町		那 賀 町		桃 山 町		貴 志 川 町			
町 別 内 容	鳥 獣	鳥獣飼育許可証の交付・更新・再交付		1 頭 3 , 6 0 0		1 頭 3 , 6 0 0		1 頭 3 , 6 0 0		1 件 3 , 6 0 0		1 件 3 , 6 0 0		現行のとおり	
		ごみ処理関係	家庭用ごみ分別指定袋販売手数料	大	統一規格による業者自由販売（認可制）	1 0 円 / 1 枚		—		2 0 円 / 1 枚		2 0 円 / 1 枚		環境衛生部会で調整する	
	小			8 円 / 1 枚		—		1 6 . 7 円 / 1 枚		1 6 . 7 円 / 1 枚					
	セトモノ			—		—		1 0 円 / 1 枚		1 0 円 / 1 枚					
	一般廃棄物の処理手数料	一般廃棄物	可燃ごみ	無料	無料	3 0 k g 以上 5 円		5 円 / 1 k g		5 円 / 1 k g		環境衛生部会で調整する			
			可燃粗大ごみ			—		1 0 円 / 1 k g		1 0 円 / 1 k g					
			高分子系			—		2 0 円 / 1 k g		2 0 円 / 1 k g					
			不燃物ごみ			3 0 k g 以上 5 円		1 0 円 / 1 k g		1 0 円 / 1 k g					
			土砂・瓦礫等			—		5 円 / 1 k g		5 円 / 1 k g					
		事業系一般廃棄物	可燃ごみ	1 月につき 1 日平均 2kg まで 100 円とし、1 日平均 2kg 以上 1kg 増すごとに 100 円を加えた金額	—	5 円 / 1 k g		1 0 円 / 1 k g		1 0 円 / 1 k g					
			高分子系			3 0 円 / 1 k g		3 0 円 / 1 k g		3 0 円 / 1 k g					
			不燃物ごみ			5 円 / 1 k g		2 0 円 / 1 k g		2 0 円 / 1 k g					
			し尿汲み取り料金			許可制	許可制	1 8 0 0 円 / 1 8 0 ℓ		許可制	許可制				
			浄化槽清掃料金					人槽	し尿汲取り量に応じた料金に左記の基本料と水張料加				基本料		水張料
	5	2,500 円		3,000 円											
	7	3,000 円		3,500 円											
	1 0	4,000 円		4,000 円											
	建設・都市計画関係	優良宅地造成認定申請手数料		1 件 8 6 , 0 0 0	1 件 8 6 , 0 0 0	1 件 8 6 , 0 0 0		1 件 8 6 , 0 0 0		1 件 8 6 , 0 0 0		1 件 8 6 , 0 0 0		現行のとおり	
		優良住宅新築認定申請手数料又は良質住宅新築認定申請手数料	100 m ² 以下	1 件 6 , 2 0 0	1 件 6 , 2 0 0	1 件 6 , 2 0 0		1 件 6 , 2 0 0		1 件 6 , 2 0 0					
			100 m ² 超え	1 件 8 , 6 0 0	1 件 8 , 6 0 0	1 件 8 , 6 0 0		1 件 8 , 6 0 0		1 件 8 , 6 0 0					
			500 m ² 以下	1 件 8 , 6 0 0	1 件 8 , 6 0 0	1 件 8 , 6 0 0		1 件 8 , 6 0 0		1 件 8 , 6 0 0					
	500 m ² 超え		1 件 1 3 , 0 0 0	1 件 1 3 , 0 0 0	1 件 1 3 , 0 0 0		1 件 1 3 , 0 0 0		1 件 1 3 , 0 0 0						
	建設・都市計画関係		2,000 m ² 以下		1 件 1 3 , 0 0 0	1 件 1 3 , 0 0 0	1 件 1 3 , 0 0 0		1 件 1 3 , 0 0 0		1 件 1 3 , 0 0 0		1 件 1 3 , 0 0 0		現行のとおり
		2,000 m ² 超え		1 件 3 5 , 0 0 0	1 件 3 5 , 0 0 0	1 件 3 5 , 0 0 0		1 件 3 5 , 0 0 0		1 件 3 5 , 0 0 0		1 件 3 5 , 0 0 0			
		10,000 m ² 以下		1 件 3 5 , 0 0 0	1 件 3 5 , 0 0 0	1 件 3 5 , 0 0 0		1 件 3 5 , 0 0 0		1 件 3 5 , 0 0 0		1 件 3 5 , 0 0 0			
	建設・都市計画関係	10,000 m ² 超え		1 件 4 3 , 0 0 0	1 件 4 3 , 0 0 0	1 件 4 3 , 0 0 0		1 件 4 3 , 0 0 0		1 件 4 3 , 0 0 0		1 件 4 3 , 0 0 0		桃山町の例による	
		建築の業務にかかる事項の証明手数料		1 件 2 0 0	1 件 2 0 0	1 件 2 0 0		1 件 2 0 0		1 件 2 0 0		1 件 2 0 0		現行のとおり	
		都市計画決定された事項証明手数料		無し	1 件 2 0 0	1 件 1 0 0		1 件 2 0 0		1 件 2 0 0		1 件 2 0 0		2 0 0 円とする	
	その他の	埋火葬に関する証明手数料		1 件 2 0 0	1 件 2 0 0	1 件 2 0 0		1 件 2 0 0		1 件 2 0 0		1 件 2 0 0		現行のとおり	
		年金受給者にかかる現況届の証明手数料		公的年金は無料 その他 1 件 200	公的年金は無料 その他 1 件 200	公的年金は無料 その他 1 件 200		公的年金は無料 その他 1 件 200		公的年金は無料 その他 1 件 200		公的年金は無料 その他 1 件 200		現行のとおり	
		普通診断証明手数料(舘測診療所)		—	1 件 2 , 0 0 0	—		—		—		—		粉河町の例による	
		死亡診断証明手数料(舘測診療所)		—	1 件 2 , 0 0 0	—		—		—		—			
		死体検案証明手数料(舘測診療所)		—	1 件 2 , 0 0 0	—		—		—		—			
		事務的普通証明（舘測診療所）		—	1 件 5 0 0	—		—		—		—			
		認可地縁団体告示事項証明手数料		—	—	—		1 件 2 0 0		—		—			2 0 0 円とする
		認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料		—	1 件 2 0 0	—		1 件 2 0 0		—		—			
他		自動車の臨時運行許可申請手数料		—	1 両 7 5 0	2 輪の小型自動車以外 2 輪の小型自動車		1両7 5 0 1両 5 0		—		1 両 7 5 0		那賀町の例による	
		情報公開	白黒コピー		1 枚 2 0	1 枚 2 0	1 枚 5 0		1 枚 1 0		A4 以下		1 枚 1 0		桃山町の例による
			カラーコピー		1 枚 1 0 0	1 枚 1 0 0	1 枚 3 0 0		1 枚 5 0		B4 サイズ		1 枚 1 5		
									A3 サイズ		1 枚 2 0				
									A3 以上		1 枚 1 0 0				

那 賀 5 町 の 状 況 （単位：円）								調整の具体的内容
		項 目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
町 別 内 容	そ の 他	写 し 作 成 手 数 料					A4 以下(カラー) 1 枚 8 0	合併時に統一する
							B4サイズ(カラー) 1 枚 1 0 0	
							A3サイズ(カラー) 1 枚 1 2 0	
		電 磁 的 記 録	印刷物として出力したマイ クロフィルム	—	1 枚 2 0	—	—	合併時に統一する
			複写したフロッピーデ ィスク	—	1 枚 1 0 0	—	—	
			印刷物としてフロッピー ーディスクに出力した もの	—	1 枚 2 0	—	—	
			印刷物としてその他に 出力したもの	—	1 枚 2 0	—	—	
		在学、修学、破産、出産、死亡、 婚姻、相続、生存、不在、失踪、 親権者、後見人、諸資格、雇用、 財産管理人、破産管理人、支配 人、納税管理人、旅行、里程、公 権、職業、褒賞、文書管理、家 族、親族、退職年金、退職一時金 扶助料、土地その他被害、狩猟免 許状下附、出願、に関する証明		—	—	1 件 2 0 0	—	その他の証明として 2 0 0 円とする
		その他の証明		1 件 2 0 0	1 件 2 0 0	1 件 1 0 0	1 件 2 0 0	1 件 2 0 0

第 4 回協議会の開催について

第 4 回協議会の開催（案）

- ・ 日 時 平成 1 6 年 6 月 2 4 日（木）午後 1 時 3 0 分から
- ・ 場 所 貴志川町立西貴志コミュニティセンター
2 階 大集会室